九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」

三輪, 宗弘
九州大学 : 教授

https://doi.org/10.15017/6779663

出版情報：エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 38, pp.95-105, 2023-03-25. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【資料紹介】大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」

三輪宗弘

解題

大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」は、ネットで「学徒動員」「勤労動員」というキーワードで古本をネットで検索している際に偶然に目に留まり、図書館や公文書館に所蔵されていないか調べたが、管見の限り、どこにも所蔵されていないことがわかった。「それ急げ」と古書店に発注して、入手した。入手後に目にした手書きの書き込み（【　】で示した）も有用な情報であった。推測であるが、大阪府の主催する説明会に参加した折のメモ書きであろう。全国の各都道府県で同様な通達が中学校や国民学校（昭和十六（一九四一）年に小学校から名称を変える）に行われたであろう。

筆者の関心は中等学生生徒一年生、二年生や国民学校五年生六年生に給与が払われていたのか、ないのかという一点にあった。[1] 多くの資料や文献から、学校報国隊として勤労動員され、学校長（報国隊長）に一括して給与は払われたことは間違いなさそうだが、その後生徒一人一人、児童一人一人に（保護者かもしれないが）どの程度支払われたかどうかが判然とせず、都道府県によって規定が微妙に異なるようだという輪郭がわかる程度であった。

そうした中で、今回紹介する大阪府の「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」は教育上の経費（「様式第一ノ（二）」の「支出之部」の「第一項　学徒徴集金」を参照されたい。）を控除後、「学徒個人名義ニヨリ貯金シ毎月保護者ニ其ノ旨報告スルコト。」と書かれ、保護者からの要請があれば「学校長ノ認定ニヨリ其ノ都度払出」しができるとされ、貯金通帳は学校で保管するが「卒業、転退学ノ際之ヲ本人」に交付すると、書かれている。大阪府では生徒や児童一人一人に対して報償（給与）が支払われていたということである。[2]

「三、報償経理ノ特例」の中で「他府県学徒」の報奨金の経理は「其ノ所属府県ノ規程ニ依ルコト」と書かれているから、都道府県によって支払われる方法が違ったことがわかる。

中等学校低学年（第一、第二学年）生徒と国民学校高等科児童は男子

が「一人当　三十円」であり、女子が「一人当　二十八円」とされている。関連して付言すると「備考」に男子中等学校第三学年以上は「一人当り月額五〇円」と記され、女子中等学校第三学年以上は「一人当り月額四〇円」とされ、舎費、食費は控除されるとある。後段の「様式第二」の中の「備考」で「本人渡シノ欄ハ他府県学徒受入ノ場合ニ限リ、之ヲ設ケ其ノ他ノ場合ハ本欄ヲ設クルコトヲ要セザルコト。」と書かれている。「様式第二」の「学徒勤労報償明細書」の項目を拾っておくと、「基本報酬」と「特別手当」（残業手当、深夜就業手当、賞与臨時手当、協力終了の際ノ手当）があり、「宿舎費又ハ食費」「本人渡」「報国隊渡」の欄がある。

以上「甲　出勤学徒ニ関スル事項」を一瞥したが、「乙　派遣責任教職員等ニ関スル事項」では、「派遣責任教職員一人ニ付月五拾円」を　学校報国隊に送るとされ、本人への「支給分ハ其ノ十分ノ八」は支払うとされているので、教職員には三八円は支払われることになる。また「学徒ト起居」をともにする教職員には、月額三五円の手当が支給されることが明記されている。

「丙　特別会計ノ経理ニ関スル事項」は本文を読まれたい。「丁　其ノ他ノ事項」の中で校舎で作業をする「学校工場化」の場合も「経緯負担及経理」は「本細目ニ準ズル取扱」と書かれている。学校の「工場化」は女子中等学校生徒を考慮したのであろう。

大阪府「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目」は、昭和十九年九月三日付けの「動総五八号」の文部省総務局長、厚生省勤労局長、軍需省動員局長より地方長官、軍需監理部長に通牒された「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目ニ関スル件」[3]に明らかに依拠している。関連個所のみ抜粋すると、「学徒本人名義ニ依リ郵便貯金其ノ他確実ナル貯金方法ニ依リ貯金」と書かれ、「貯金通帳ハ学校ニ於テ便宜保管シ、卒業、退学、転学等ノ際之ヲ本人ニ交付スルコト」とされている。大阪府はこの点をそのまま踏襲している。

さて賃金に対する他の資料を瞥見しておこう。日本経済連盟会「学徒戦時動員体制に関する官民懇談会」（昭和十八年九月）の中で、文部省総務局長藤野恵は昭和十八年六月二十五日閣議決定された「学徒戦時動員体制確立要綱」[4]について、同年七月二十四日に日本工業倶楽部で以下のように説明している。「賃金」と「手当」の言い回しに着目されたい。戦争の継続に必要な農産物、軍関係資材を、国民学校五年生六年生や中学校一年生二年生まで勤労動員して、生産せざるを得なかったということである。

「学徒の勤労作業は既に昭和十三年頃から行われた居りましたことは皆様もう御承知の通りであります。」

「賃金は一切戴かんのでありますが、何と申しますか、手当といったような意味に於きまして、中等学校については宿泊の場合は男子が一人当り五十銭、女子が四十五銭、宿泊をせずして昼食を学徒が持参して通勤致しまする場合は、中等学校については男子が八十銭、女子が七十五銭といふことに致して居ります。それから大学、高等専門学校程度の学徒の場合は、同じく宿泊の場合が八十銭、通勤昼食持参の場合が一円二十銭、同じく大学、専門学校程度の女子は宿泊の場合が六十五銭、昼食携

行通勤の場合が一円といふことを標準といたします。但しこれは学徒に渡して戴いては困るのであります。一括して学校長の方にお支払いを願ひたいと思ひます。学校はそれを学校報告隊の事業等適当なる費途に充てることになります。」（傍点　引用者）

時代は下るが、昭和十九年六月三日付けの管発五四〇号「学徒勤労ノ報酬ニ関スル資料送付ノ件」[5]には左記のように書かれている。「学徒勤労」「教育勤労」と「企業経営体」の組み合わせに刮目されたい。

「学徒勤労に対する報償は具体的には必要経費の補償と協同勤労業績に対する報償であつて前述の如く学徒勤労自体としては本質的に報奨金を目的とするものではないが、一方其の勤労は企業経営体を通じて為されるものであるから、例へば勤労業績に対する報償額の如きは全体として一般勤労報酬の額と均衡を得たる額に於て定めらるべきであろう。

而して報償が学徒個人の労働に対する報償に非ざることと教育勤労の一体性よりして是等報奨金の支払は学校報告隊に対する納付金として一括学校報告隊に納付されるのである。」

もう一斑、女子挺身隊について言及されている資料を示そう。武内義行「学徒動員と運用方途」（昭和十九十一月、帝国福祉協会、米国議会図書館アジア図書室所蔵）の中で、昭和十九年八月二十三日より実施された女子勤労動員制度の内容・狙いについて左のように解説している。

「従来女子挺身隊は政府の指導勧奨によつたのが今度は国家総動員法に基づいて、制定し、命令によって隊の組織、運営を行ふので、これに該当する女性には総て勤労に挺身するの義務が生じたものであり、従来は女学校の同志会や市町村等の地域別で編成してゐたのが今度は更に銀行、会社、飲食店その他比較的緊急を要しない方面に働いてゐる女性にも各職域毎に働いてゐる女性にも各職域毎に或は同業組合を単位にして編成し出動させるやうな仕組に拡張したのである。」（傍点　引用者）

女子挺身隊、女子勤労挺身隊は学校単位（在学生、卒業生）と市町村単位の二系統であったが、それに加えて「職域」を単位とする編成からなる系統も考えられていたことがわかる。

山形師範学校予科三年に在学し、学徒動員令（昭和十九年七月、当時満十六歳六ヶ月）で動員先の横浜（海軍航空技術廠支廠）に向けて出発した昭和十九年八月二十一日から翌年十一月三日までの日記に基づいた、高橋宗伸『学徒動員日記』（昭和六十三年）から給与に関する記述を抜粋する。

「八・九月分の月給をもらふ。貯金は十円をして二十円をもらふ。二十六日からの食券をもらふ。廠に於いての生活は平凡」（九月二十五日）

「夜八時半より給費十九円の中から九円を渡して十円は貯金する事にした。これは秋保先生からの厳しい指達（ママ）であった。」（十月二日）

「本日もらった特別賞与金各人十円づつは、各人の手に渡さず。まだ学校長の御許可がある迄に渡して悪いとの事。」（十月七日）

豊橋松操高等女学校三年在学時に名古屋の中島飛行機製作所熱田工場（昭和一九年四月から二か月間）、半田製作所（六月二五日に移動）に学徒動員された鶴田寿美枝の『ばれいしょの青春～学徒動員日記四一八日～』（非売品、一九九一年）には以下のような記録がある。なお東南海地震や空襲などが詳細に記録されている。

「一六時半頃には、国民学校の生徒は帰る。高等科でも、国民学校の生徒の様に随分小さな子がいる。あんなに小さくても工場で働けるのかしらと思う。晩、お煎餅とお金を下さいました。」（九月二六日）

「挺身隊の人達は、今日、お金をいただいて喜んでいる。横で見ている私達まで嬉しくなってしまう。」（一二月二八日）

「昨夜も強い地震があった。…中略…晩、一〇室の人まで、働いたお金を先生からいただきました。お風呂がありましたが、何だか入浴中に地震になるような気がしたので止めた。やはり地震があった。入っていた人達は、裸で外に飛び出したという事である。…中略…お金をもらっていなかった室の人達に、今日くださいました。」（一月一五日、一六日）

「晩、お金を下さいました。今月は二〇円も下さった事を書いて、家に手紙を出そう。」（三月二八日）

「今日は金曜日なので、いつもの様に午前中で寮に帰ったが、授業日ではない事を知らないで帰って来た。仕方がないので寮にいることになり、それぞれ自分の用事をしていた。」（五月一一日）

「甲府から学徒動員で来ている人達に行き合つた。明晩、甲府に引き揚げるのだそうです。」（五月一四日、甲府高女、二歳年上の女学生）

昭和十九年八月二十三日の勅令第五百十八号「学徒勤労令[6]」の第三条で「勤労即教育タラシム様スルモノトス」とされ、第二十三条で「朝鮮ニ在ル学校ノ学徒」「台湾ニ在ル学校ノ学徒」にも言及されている。また昭和十九年八月二十三日付けの勅令第五百十九号「女子挺身勤労令[7]」では第四条で「概ネ一年トス　隊員ヲシテ引続キ一年を超エ挺身勤労ヲ為サシムル場合ニ於テハ隊員ノ同意アルコトヲ要ス」とされ、第二十一条で「本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督トシ地方長官トアル朝鮮に在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ庁長」などと読み換えすると書かれている。

敗戦後に生徒や児童（保護者）に国民学校や中等学校から貯金通帳がどのように交付されたのか、その記録を筆者は捜している。

注

（1）国民学校初等科を修了後に入学できる高等女学校の場合、第二学年、第一学年は中学校第二学年、第一学年にあたる。

（2）個々の具体的な事例については、師範学校（本科、予科）の学徒勤労動員のケースが多いが、国民学校や専門学校のケースも含めて（派遣先も様々で）具体的に契約条件や人数が書かれているのが、国立公文書館所蔵の『学校報告隊　第2冊』（自昭一九年七月至昭二〇年三月）である。軍需工場の

他、軍の設営、草取り、農作業などの動員先も記されている。「請求記号」は「文部省　H5・8・7－3A－33－2461」である。作業内容、勤務時間、人数、月給、日給の報償が記されている。

茶園義男『学徒勤労報国隊　増補改訂版』（不二出版、一九八八年）四五～五〇頁に報償金額（主に広島県内）が記されている。参照されたい。

（3）山中恒『勝利ノ日マデ　ボクラ少国民　第五部』（勁草書房、一九八〇年）二六四～六五頁。同書は政府の通達や法令および関連文書がコンパクトに纏められている。

昭和十九年五月三日付けの「動総一一号」の文部省総務局長、厚生省勤労局長、軍需省動員局長より地方長官、軍需監理部長に通牒された「工場事業場等学徒勤労動員受入側措置要綱ニ関スル件」では「報償ハ基本報償及特別報償ノ二種類トスルコト」とされ、「基本報償ハ学校ノ程度ニ応ジ一定月額」とすると書かれている。「弔慰金基準」に関しては「業務外死亡ノ場合　三〇〇円」で「業務上ノ死亡ノ場合　五〇〇円」である。また別表二「基本報償算定基準」には、男子の学校別で「大学」「専門学校、高等学校、高等師範学校、青年師範学校、大学予科師範学校（本科）」「中等学校第三学年以上又ハ之ニ準ズルモノ、師範学校（予科）」がそれぞれ一人当り月額七〇円、六〇円、五〇円とされ、女子は「専門学校、師範学校（本科）、青年師範学校」「中等学校又ハ之に準ズルモノ、師範学校（予科）」は五〇円、四〇円となっている。「七　災害ノ防止、疾病ノ予防並ニ災害疾病ノ措置」の「（四）死亡、負傷、疾病等ノ事故ニ対シテハ受入側ニ於テ工場法、労働者災害扶助等ニ定ムル扶助ヲ為スコト　死亡ノ場合ノ弔慰金ハ別表ノ基準ニ拠ルコト」とされた。同書、一八二～九一頁。

学徒動員に関する基本法令、実施要領が網羅され、纏まっているのは、昭和十九年十月に学徒動員本部総務部から発刊された『学徒動員必携　第二輯』（昭和十九年十月）である。筆者は古本屋サイトで入手した。これを読むと、学徒動員の微妙な変遷、例えば「中等学校低学年生徒及国民学校高等科児童」への拡張などがよくわかる。また農作業から軍需産業に力点を置きつつあることもわかる。関心あらば、参照されたい。同書の第二輯はCiNiiで調べたところ、国内の二機関の図書館で所蔵されている。なお、『學徒動員必携　第一輯：閣議決定・法令・諸通牒集』（昭和十九年五月）は九州大学中央図書館に所蔵されている。九大を含め九つの図書館にある（二〇二三年一月一七日現在）。CiNiiには登録されていないが、大阪経済大学図書館には第一輯、第二輯が揃っている。

昭和十九年五月三日付けの「動総一一号」の「工場事業場等学徒勤労動員受入側措置要綱ニ関スル件」であるが、「地方長官　学校長」に通牒・指示されたことになっている。学徒動員本部総務部『学徒動員必携　第二輯』二七～三五頁、特に二七頁参照。同じものが、『學徒動員必携　第一輯：閣議決定・法令・諸通牒集』（昭和十九年五月）一二一～二九頁。

（4）日本経済連盟会「学徒戦時動員体制に関する官民懇談会」（昭和十八年九月）は、米国国立公文書館アジア図書室でデジカメ撮影したが、CiNiiで検索したところ、11の国内の大学図書館で所蔵されている。

（5）前掲『学徒動員必携　第二輯』八二～八三頁。「学徒勤労ノ報酬ニ関スル資料送付ノ件」は「厚生省勤労局管理課」より「警視庁労政課長　地方庁労政課長」宛となっている。

（6）同上『学徒動員必携　第二輯』三～六頁。

（7）同上『学徒動員必携　第二輯』一七～二一頁。

工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目

大阪府

記

甲　出動学徒ニ関スル事項

一、報償ノ算定

1、基本報償額ハ出勤日数ノ多少、勤労時間ノ長短、休日等ニ依リ之ヲ増減スベキモノニ非ザルコト。【一日デモ出席セバ必ズ男三十円女二十八円必ズ受領スベキコト】

但一ケ月全欠ノ出勤学徒ハ其ノ月ノ基本報償ハ支払ハザルコト。月ノ中途ニ於ケル出動ノ場合ハ基本報償ニ付日割計算ヲ以テ減額スルコト。

2、特別報償中、残業手当該当分ノ算定ニ関シテハ左ニ依ルコト。

（イ）受入側ニ於テ学徒ニ対シ学徒以外ノ勤労者ト異ル所定勤務時間ヲ定メタル時ハ一般勤労者ノ所定勤務時間（受入要綱要領六（五）ニ定ムル勤務時間（十時間）ニ満タザルモ可）ヲ超ユル就業時間ノミヲ残業時間トシテ計算スルコト。

（ロ）一般労働者ニ対スル所定勤務時間ガ十時間ヲ超ユルトキハ学徒ニ対シテハ十時間ヲ超ユル勤務時間ヲ残業時間トシ計算スルコト

二、報償ノ経理

1、受入側ニ於テハ学徒ノ基本報償ニ特別報償ヲ加ヘタルモノノ中ヨリ左ノ経費ヲ控除シテ一括学校報国隊ニ納付スルコト。【誤アラバ校長ヨリ催促セヨ】

（イ）寄宿舎等ニ宿泊スル者ニ付テハ舎費

（ロ）食事ノミヲ給スル者ニ付テハ食費

（ハ）其ノ他出動学徒ノ共通費用（其ノ費目ハ特ニ明ニスルヲ要ス）

（備考）イ　健康保険料ハ受入側ニ於テ支払フベキモノニシテ学徒報奨金中ヨリ控除スベキモノニ非ザルニ付留意ノコト。

ロ　舎費及食費ハ一般従業員ヨリ徴収スル工場ニ限リ其ノ限度ニ於テ徴収シ得ルコト。

2、学校報国隊ニ於テ受入側ヨリ送付ヲ受ケタル学徒ノ報償金ハ左ニ依リ経理スルコト。

（イ）授業料、報国団費、保護者会費、共同購入ノ学用品費等ハ控除スルコト。【差支ナシ】

（ロ）学徒一人ニ付壹円五拾銭ヲ学校報国団【少年団特別会計（国民校）】特別会計ニ繰入レルコト。

（ハ）前二項ノ金額ヲ控除セル残額ハ学徒個人名義ニヨリ貯金シ毎月保護者ニ其ノ旨報告スルコト。

（ニ）前項ノ貯金ハ保護者ヨリ要請アリタル時ハ学校長ノ認定ニヨリ其ノ都度払出シ得ルコト。

（ホ）貯金通帳ハ学校ニ於テ便宜保管シ卒業、転退学等ノ際之ヲ本人ニ交付スルコト。

（ヘ）受入側ヨリ送付ヲ受ケタル学徒ノ報奨金ハ一ケ月ノ定額ニ達セザル場合ハ（イ）ノ諸経費ハ可能ナル限度ニ於テ之ヲ控除スルコトトシ（ロ）ノ経費ハ控除セザルコト。

三、報償経理ノ特例

1、他府県学徒ニ対スル報償金ノ経理ハ其ノ所属府県ノ規程ニ依ルコト。

2、出動学徒中特ニ困難ナル作業ニ艇身シ又ハ発明、創意等ニ依リ工場、事業場等ノ生産ニ重大ナル貢献ヲ為シタル如キ場合ニシテ受入側ニ於テ当該学徒ニ特別謝金ヲ贈与セントスル場合ハ其ノ趣旨ヲ明示シテ之ヲ学校報国団ノ特別会計ニ繰入レ適当ニ経理スルコト。

四、中等学校低学年（第一、二学年）生徒及国民学校高等科児童ニ対スル報償

1、基本報償ノ基準ハ左ノ通リトス。

男　子　　一人当　　月三十　円

女　子　　一人当　　月二十八円

2、報償ノ算定方法並ニ特別報償ニ関シテハ中等学校第三学年以上ノ学徒ノ場合ニ準ズ

3、報奨金経理ノ方法ハ第三学年以上ノ場合ニ準ズルコト。

4、国民学校高等科ノ場合ニ於テ甲二2（ロ）ニ依リ控除セル金額ハ学校報国団ノ特別会計ニ準ジ少年団特別会計トシテ学校経費ノ収支ト切離シ厳正ニ経理スルコト。

乙　派遣責任教職員等ニ関スル事項

一、受入側負担経費

1、派遣責任教職員等ニ対スル受入側ノ負担スベキ経費ニシテ学校報国隊長ヲ経テ本人ニ交付スベキモノ左ノ如シ

（イ）工場事業場等ヘノ【（自宅ヨリ）】通勤交通費実費【（定期ヲ買ツテ工場ヨリ渡ス）】

（ロ）通勤不可能ナル工場事業場等ヘノ往復旅費（汽車二等旅費、車馬賃実費、一日日当五円、宿泊料拾五円又ハ宿舎供与）

（ハ）残業、深夜業等ニ伴フ特別勤務手当（残業ハ一時間ニ付五拾銭、深夜業ハ一回ニ付参円トス）

（ニ）食事給与（現品給与トス）。

（ホ）従前ノ居住ヲ以テシテハ勤務不可能ナル場合ハ宿舎供与又ハ宿舎料。

（ヘ）作業衣ノ支給若ハ貸与又ハ被服手当（被服手当ハ半年貳拾円トス）。

（ト）学徒ト起居ヲ共ニスル派遣責任教職員ニ対シテハ月参拾五円ノ手当。【（寄宿舎ニ泊ツタ場合）】

2、右ノ他受入側ハ派遣責任教職員一人ニ付月五拾円ノ割ヲ以テ算定セル謝金ヲ学校報国隊ニ送付スルコト。【担任学級全員ガ一工場ニ出勤ノ場合、二工場ニ出勤ノ場合ハ廿五円ヅヽ、三工場以上ハ廿五円ヅツ】

3、学校長其ノ他派遣責任教職員ニ非ザル教職員ガ学徒勤労指導監督ノ目的ヲ以テ作業地ニ出張スル場合ノ旅費等ノ取扱ハ左ニ依ルコト。【（病人処置ノ為）】

（イ）宿泊ヲ要セザル近距離ニ在ル工場事業場等ノ場合ニ在リテハ旅費ハ学校側ニ於テ負担スルコト。

（ロ）宿泊ヲ要スル如キ遠距離ニ在ル工場事業場等ニ出張スル場合ハ旅費（乙一ノ（ロ）規程ニヨル）ヲ受入側ニ於テ負担スルコト。

4、派遣責任教職員ニ関シ甲三2ニ定ムル如キ場合アルトキハ学徒ノ場合ニ準ジテ取扱フコト。

5、前各項ノ負担経費ハ中等学校低学年生徒及国民学校高等科兒童派遣責任教職員ノ場合モ同様ナルコト。

6、学校教職員ハ名義ノ如何ヲ問ハズ学徒動員ノ業務ニ関シ右以外ノ金品ヲ受入側ヨリ受クルコトヲ得ザルコト。

二、教職員謝金ノ経理【(貰ツタ五十円ノ処置)】

1、学校報国隊ニ於テ収納シタル乙、一、2ニ定ムル謝金中【教員】一人ニ付参円ノ割ヲ以テ之ヲ甲二2(ロ)及丙ニ定ムル学校報国団(国民学校ニ在リテハ少年団)特別会計ニ繰入レ経理スルコト。

2、右特別会計ニ繰入レタル謝金ノ残額ハ学校報国隊長ニ於テ部下教職員(学校ニ残留セル教職員ヲ含ム)ノ実勤務ニ応ジ之ヲ支給スルコト但シ派遣責任教職員支給分ハ其ノ十分ノ八ヲ下ラシメザルコト。【残リ九円ハ校長ニ於テ適当ニ】【四七円ノ八割→三十八円(税金ヲ含ム)】

3、国民学校高等科児童ノ派遣教職員謝金ハ右1、2ノ取扱ニ準ジ経理スルコト。

丙　特別会計ノ経理ニ関スル事項

一、特別会計ノ経理

特別会計繰入金ハ凡ソ左ノ費用ニ使用スルコトヲ得ルコト。

(イ)出動学徒ノ共同用品ノ購入費、学徒動員用諸物品送付ノ為ノ費用、梱包材料費其ノ他此等ノ費用ニ準ジ学徒勤労ノ用ニ供シ且直接出動学徒ノ恵与ヲ及ボスガ如キ諸経費

(ロ)出動学徒ノ保健衛生救護福利施設ノ為ノ経費

(ハ)出動学徒五〇〇人以上ノ学校ニ於テハ五〇〇人以上ニ付一人ノ割合ヲ以テ報償金経理専任担当職員ノ補助事務員ヲ傭入ルルコトヲ得ルコトトシ之ニ必要ナル事務費。

(ニ)特ニ出動学徒又ハ派遣責任教職員ノ努力、発明、創意等ニ依リ受入側ヨリ特別謝金ヲ受ケタル場合、其ノ金額ノ範囲内ニ於テ学徒又ハ教職員ヲ表彰スル為ノ表彰謝金。

(ホ)其ノ他、学徒勤労ニ関スル記念事業費其ノ他有益ナル事業ノ為ノ経費。

二、特別会計ノ報告

特別会計ノ経理ノ状況ハ毎年一月及六月適当ナル方法ニ依リ府及保護者ニ之ヲ報告スルコト。

丁　其ノ他ノ事項

一、学校ノ事情ニ依リ報償金等ノ経理ニ関シ本細目ノ取扱ニ依リ難キ場合ニ於テ之ト異リタル取扱ヲ為サントスル時ハ学校長ハ事由ヲ具シ府ノ認可ヲ受クルコト。

二、「大阪府工場事業場等学徒勤労動員学校側措置要綱八(四)」(中等学校)「大阪府工場事業等学徒勤労動員学校側措置要綱(七)(国民学校)ニヨル明細書ハ様式第一ニ依リ受入側措置要綱九(八)ニ依ル明細書ハ様式第二ニヨルコト。

三、学校工場化ノ場合ニ於ケル経費負担及経理ニ於テモ本細目ニ準ズル取扱ヲ為スコト。

四、本細目ノ実施ハ本通牒指示以後トシ通牒前ノ処置ニ付イテハ本細

目ニ依リ得ル事項ハ本細目ニ依リ本細目ニ依リ難キ事項ハ適宜本細目ニ準ジ整理スルコト。

様式第一ノ（一）

昭和　年　月　日

何学校報国団

学徒勤労一般会計

区分	金額	内訳					
		月分	月分	月分	月分	月分	月分
収入ノ部							
第一項　学徒基本報償							
第一目　基本報償							
第二項　学徒特別報償							
第一目　残業手当							
第二目　深夜就業手当							
第三目　賞与臨時給与							
第四目　協力終了謝金							
第三項　派遣責任教職員謝金							
第一目　謝金							
第四項　特別謝金							
第一目　学徒特別謝金							
第二目　教職員特別謝金							
計							
支出之部							
第一項　学徒徴収金							
第一目　授業料							
第二目　報国国費							
第三目　父兄会費							
第四目　其ノ他ノ徴収金							
第三項　学徒貯蓄額	【二八・〇〇】						
第一目　貯蓄額							
第三項　教職員交付金							
第一目　派遣教職員交付金							
第二目　残留教職員手当							
第四項　学徒勤労特別会計繰入金							
第一目　学徒報償繰入金							
第二目　派遣教職員謝金繰入金							
第三目　特別謝金繰入金							
第五項　学徒貯蓄ノ保管金額	【二七・五〇】						
第一目　学徒共通経費支払金							
第二目　学徒預金繰入金							
計							

【配給ヲ予想セシズツク3円カ・5円ナルトキ】

【〇】　【〇】

備考

一、学徒基本報償ハ男子中等学校、第三学年以上又ハ之ニ準ズルモノ一人当リ月額五〇円、女子中等学校第三学年以上又ハ之ニ準ズルモノ一人当リ月額四〇円、中等学校低学年（第一、二学年）及国民学校高等科ニアリテハ男子一人当リ月額三十円、女子一人当リ月額二八円ノ基本報償算定基準ニ依ルコト、但シ舎費又ハ食費ヲ支払フベキ場合ハ之ヲ控除シタル額ナルコト。

二、学徒特別報償ハ（1）残業ニヨルモノ、一人残業一時間ニ付基本報償算定基準月額ノ二百分ノ一

（2）深夜就業ニヨルモノ一人一回ニ付壹円
（3）賞与又ハ臨時給与　一般従業員支給ノ例ニ依リ算出シタル額
（4）協力終了ノ際ニ支払フモノ　一人ニ付基本報償算定基準月額ノ三分ノ一ノ特別報償算定基準ニ依ルコト。

三、派遣教職員ノ謝金ハ一人ニ付月五拾円ノ割ヲ以テ算定セル謝金
四、学校報国隊特別謝金ハ本細目甲三2及乙一4ニ依ルコト。
　右金額ハ支出之部第四項第三目ノ繰入金額ニ一致スルコト。
五、学徒徴収金ハ「学徒ノ授業料其ノ他教育上学徒ヨリ徴収スル経費ハ報償金中ヨリ徴収シ得ル範囲ニ於テ之ヲ徴収スルコト。但シ出動期間一ケ月ニ満タザル場合ハ此ノ限リニ在ラザルコト」ニヨルコト。
六、学徒支給金ハ本細目甲二2ニ依ルコト。
七、教職員交付金ハ乙一2及乙ニ1ニ依ルコト。
八、学徒勤労特別会計繰入金ハ本細目甲二2乙二1及甲三2乙一4ニ依ルコト。尚此ノ金額ハ学徒勤労特別会計収入之部第一項ノ繰入金額ニ照応セシムルコト。
九、学徒預金ノ為ノ保管金ハ本細目甲二2本文ニ依ルコト。
十、学徒共通経費支払金ハ本細目甲二2ノ（イ）ノ中「共同購入ノ学用品費」ニ依ルコト。
十一、学徒預金繰入金ハ右ノ経費ノ支払ヒタル残額ヲ記入スルコト。

様式第一ノ（二）

昭和　年　月　日　　何学校報国団

学徒勤労特別会計

区分	金額	内訳					
		月分	月分	月分	月分	月分	月分
収入之部							
第一項　繰入金							
計							
支出之部							
第一項　学徒勤労諸掛費							
第二項　学徒勤労施設費							
第三項　学徒勤労事務費							
第四項　学徒勤労表彰費							
第五項　有益事業費							
第六項　繰越金							

備考　一、繰入金ハ学徒勤労一般会計支出之部第四項ノ額ニ
二、学徒ノ勤労諸掛費ハ本細目丙一（イ）ニ依ルコト。
三、学徒勤労施設費ハ本細目丙一（ロ）ニ依ルコト。
四、学徒勤労事務費ハ本細目丙一（ハ）ニ依ルコト。
五、学徒勤労表彰費ハ本細目丙一（ニ）ニ依ルコト。
六、有益事業費ハ本細目丙一（ホ）ニ依ルコト。

様式第二

昭和　年　月　日

工場事業場名

何学校報国隊　月分学徒勤労報償明細書

一、出動学徒ノ部

学年及学科	氏名	基本報償	特別手当 残業手当	特別手当 深夜就業手当	特別手当 協力終了ノ際ノ手当	合計	宿舎費又ハ食費	本人渡	報国隊渡	備考
計										

備考　一、本人渡シノ欄ハ他府県学徒受入ノ場合ニ限リ、之ヲ設ケ其ノ他ノ場合ハ本欄ヲ設クルコトヲ要セザルコト。

二、宿舎費中ニハ食費ヲ含ムモノトシ、宿舎費又ハ食費ヲ支払ハザル場合ハ本欄ヲ設クルコトヲ要セルザ（ママ）コト。

二、派遣教職員謝金ノ部

氏名	勤務期間	勤務日数	謝金	備考
計				

備考　本細目乙一2ニ依リ記入ノコト。

三、特別謝金

何学年生徒何某君（外何名）ニ対シ何々ノ理由ニ依リ特別謝金何円ヲ贈呈ス。派遣教職員何某氏ニ対シ何々ノ理由ニ依リ特別謝金何円ヲ贈呈ス。

四、派遣教職員実費弁償及手当ノ部（本人渡ノ分）

氏名	旅費	特別勤務手当	食事手当	宿舎料	被服手当	宿舎監督手当	計	備考
計								

備考　一、本細目乙一1（イ）（ロ）（ハ）（ニ）（ホ）（ヘ）（ト）及乙一3ニ依リ記入ノコト。

二、食事手当宿舎料及被服手当ハ現物支給ノ場合ハ当該各欄ヲ設クルヲ要セザルコト。

備考　本細目甲三2及乙一4ニ依リ記入ノコト。